

【別紙 1】

デジタル人材育成事業に係る 要求仕様書

防 府 市

(産業振興部商工振興課)

令和 7 年 6 月

目次

1	概要	2
1.1	事業の名称.....	2
1.2	背景及び目的	2
2	事業の要件	2
2.1	事業の概要.....	2
2.2	機材等.....	2
2.3	参加者へのフォローアップ	2
2.4	広報・報告等	2
3	留意事項.....	3
3.1	機密保護・個人情報保護	3
3.2	再委託.....	3
3.3	契約不適合責任.....	3
3.4	その他.....	3

1 概要

1.1 事業の名称

デジタル人材育成事業

1.2 背景及び目的

活力ある地域社会の持続的発展には結婚、出産を機に離職された女性が、意欲や能力に応じて、再就職できるよう支援していくことが必要である。

近年、就労の募集要件にデジタル技術の全般ができることが求められるなどデジタル人材の需要が高まっている中で、デジタル技術を活用できる女性の人材を育成し、意欲や能力に応じて再就職できるよう支援することで、活躍推進を図ることを目的とする。

2 事業の要件

2.1 デジタル人材育成講座の実施

デジタル技術の習得に係る講座（提案による）を実施すること。

(1) 総講座時間

15時間以上とすること。

(2) 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 対象者

防府市内に在住している女性

防府市内での就職を希望している女性

(4) 受講料

無料とする。

2.2 機材等

講座を実施するために必要な機材等については、すべて受注者が準備すること。

2.3 受講者へのフォローアップ

欠席者への対応や習熟度の把握等、参加者の途中離脱を防ぐためのフォローアップを実施すること。

その他、受講者のフォローアップについて実施可能な事項があれば提案すること。

2.4 広報・報告等

- (1) 受講者募集に係る広報を実施すること。
- (2) 記録は厳重に保管すること。
- (3) 事業完了後、本市に事業報告すること。(本市が求めた場合には随時報告すること)

3 留意事項

3.1 機密保護・個人情報保護

本事業の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または、解除後も同様とする。

- (1) 本事業の遂行の過程で得られた記録等は、本市の許可無く第三者に閲覧、複写、貸与または、譲渡してはならない。
- (2) 本事業の遂行のために本市が提供した資料及びデータ等は、本事業以外の目的に使用しないこと。これらの資料及びデータ等は、契約終了までに本市に返却すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、別記「重要情報資産・個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

3.2 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に委託業務再委託承認願により市の承認を得なければならない。
- (2) 市は、前項の届出について、その再委託が不相当と認めるときは、乙に対しその再委託を承認しないものとする。
- (3) 再委託を必要とするものについては、極力市内業者を活用すること。
- (4) 再委託する業務の範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において速やかに解決すること。

3.3 契約不適合責任

本事業の契約期間中に、正当な理由無く、要求した水準に達していないことが判明した場合には、本市と協議の上、無償で改良すること。

3.4 その他

受注者は、本事業の実施に当たり本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、市と受注者双方協議により決定する。